

# 過誤納還付金の受領に関する委任状（自動車二税用）

平成 年 月 日

総合振興局長  
 北海道 振興局長 様  
 札幌道税事務所長



委任者 (納税義務者)	住所 (所在地)
	氏名 (名称) <span style="float: right;">印</span>
	電話番号 (連絡先)

私は、次の者を受任者（代理人）と定め、次の道税過誤納還付金の受領に関する権限を委任します。

税目・年度・期別	(税目)		(年度)		(期別)		
	自動車税・自動車取得税		平成	年度	定期・証紙		
自動車の登録番号	札	函	室	帯	釧	北	旭
	札幌	函館	室蘭	帯広	釧路	北見	旭川
納付日	平成 年 月 日		過誤納発生事由		抹消登録・重複納付		
			過誤納発生日		その他 ( )		

受任者 (代理人)	住所 (〒 - ) (所在地)					
	氏名 (名称)					
	電話番号 (連絡先)					
受任者の 受領口座  (口座振替払を希望する場合)	金融機関名 及び 支店名	銀行 信用金庫 ( )				本店(所)
		※金融機関コード				※店舗コード
	口座種別	普通 当座 その他 ( )	口座番号			
口座名義人(カタカナ)						

- 注意 1 委任者欄は、必ず委任者が自署し、印鑑登録の印（スタンプ印は不可）を押印するとともに、委任者の印鑑登録証明書の原本（発行日から6月以内のもの）を添付してください。  
 （なお、受付窓口で証明書の原本を提示した場合は、証明書の写しによる提出も可能です。）
- 2 受領口座の金融機関がゆうちょ銀行の場合は、貯金通帳に記載されている他金融機関からの振込用の店名、預金種目及び口座番号を記載してください。
- 3 委任状に記載・押印等の漏れ・不備があった場合は、返却することがあります。
- 4 この委任状は、過誤納発生日の10日後までに、自動車の定置場を所管する総合振興局、振興局又は道税事務所に提出してください（提出先一覧をご参照ください）。  
 なお、提出期限以後に委任状が提出された場合は、委任者（納税義務者）に還付されることはありません。
- 5 委任状を提出された場合でも、委任者（納税義務者）に未納の徴収金があるときは、地方税法第17条の2第1項等の規定により、当該未納の徴収金に充当又は委託納付されるため、受任者に還付されないことがあります。
- 6 ※欄は、記載不要です。



# 過誤納還付金の受領に関する委任状（自動車二税用）

## 記載例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

総合振興局長  
北海道 振興局長 様  
札幌道税事務所長

委任者の印鑑登録の印を押印します  
※スタンプ印は不可

捨印を押印します

捨印

委任者 (納税義務者)	住所 (所在地)	札幌市中央区北三条西6丁目
	氏名 (名称)	北海太郎
	電話番号 (連絡先)	011-〇〇〇-XXXX

私は、次の者を受任者（代理人）と定め、次の道税過誤納還付金の受領に関する権限を委任します。

税目・年度・期別	(税目)	(年度)	(期別)
	自動車税・自動車取得税	平成29年度	定期・証紙
自動車の登録番号	札幌市函館室蘭帯広釧路北見旭川 札幌函館室蘭帯広釧路北見旭川	500ほ	0196
納付日	平成29年5月31日	過誤納発生事由	抹消登録・重複納付 その他( )
		過誤納発生日	平成29年××月△△日

受任者 (代理人)	住所 (所在地)	〒001-0022 札幌市北区北二十二条西2丁目1			
	氏名 (名称)	〇〇自動車販売株式会社			
	電話番号 (連絡先)	011-△△△-◇◇◇◇			
受任者の 受領口座	金融機関名 及び 支店名	〇〇	銀行 信用金庫	××	本店(所) 支店(所) 出張所
	口座種別	普通	当座	その他( )	口座番号 1 2 3 4 5 6 7
	口座名義人(カタカナ)	マルマルジドウシャハンバイ(カ)			

- 注意 1 委任者欄は、必ず委任者が自署し、印鑑登録の印（スタンプ印は不可）を押印するとともに、委任者の印鑑登録証明書（発行日から6月以内のもの）を添付してください。  
（なお、受付窓口で証明書の原本を提示した場合は、証明書の写しによる提出も可能です。）
- 2 受領口座の金融機関がゆうちょ銀行の場合は、貯金通帳に記載されている他金融機関からの振込用の店名、預金種目及び口座番号を記載してください。
- 3 委任状に記載・押印等の漏れ・不備があった場合は、返却することがあります。
- 4 この委任状は、過誤納発生日の10日後までに、自動車の定置場を所管する総合振興局、振興局又は道税事務所に提出してください（提出先一覧をご参照ください）。  
なお、提出期限以後に委任状が提出された場合は、委任者（納税義務者）に還付されることがあります。
- 5 委任状を提出された場合でも、委任者（納税義務者）に未納の徴収金があるときは、地方税法第17条の2第1項等の規定により、当該未納の徴収金に充当又は委託納付されるため、受任者に還付されないことがあります。
- 6 ※欄は、記載不要です。

※受付印

## ■自動車税の過誤納還付金の受領に関する委任状の提出先一覧

自動車の定置場(所管区域)	委任状の提出先	電話
札幌市(全域)	〒001-8588 札幌市北区北22条西2丁目 北海道札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課	(011) 746-1241
夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局納税課	(0126) 20-0056
深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町	〒074-0002 深川市2条19番13号 北海道空知総合振興局深川道税事務所	(0164) 23-3578
江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館5階 北海道石狩振興局納税課	(011) 281-7940
島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志総合振興局税務課	(0136) 23-1331
小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村	〒047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号 北海道後志総合振興局小樽道税事務所納税課	(0134) 23-9444
室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル1階 北海道胆振総合振興局納税課	(0143) 24-9585
苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町	〒053-0018 苫小牧市旭町2丁目8番15号 北海道胆振総合振興局苫小牧道税事務所納税課	(0144) 32-5286
日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高振興局税務課	(0146) 22-9061
函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町	〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局納税課	(0138) 47-9452
江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町	〒043-8558 檜山郡江差町陸屋町336番地の3 北海道檜山振興局税務課	(0139) 52-6471
旭川市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、幌加内町	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局納税課	(0166) 46-5267
士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町	〒096-0014 名寄市西4条南2丁目 北海道上川総合振興局名寄道税事務所	(01654) 2-4148
留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地2 北海道留萌振興局税務課	(0164) 42-8416
稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町	〒097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷総合振興局税務課	(0162) 33-2519
網走市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、大空町	〒093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局税務課	(0152) 41-0612
北見市、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町	〒090-0018 北見市青葉町6番6号 北海道オホーツク総合振興局北見道税事務所納税課	(0157) 25-8685
紋別市、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町	〒094-8554 紋別市幸町6丁目 北海道オホーツク総合振興局紋別道税事務所	(0158) 24-2626
帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝総合振興局納税課	(0155) 26-9038
釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路総合振興局納税課	(0154) 43-9174
根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地 北海道根室振興局税務課	(0153) 24-5440